

新旧対比表（日本乳癌学会専門医制度規則 資格認定施行細則）

	旧（2022年6月29日施行）	新（2023年6月28日施行）
第9条	2. 専門医制度委員会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から <u>1年間</u> 保管する。	2. 専門医制度委員会は、申請書類の正本を本学会事務局に受理した日から <u>5年間</u> 保管する。
第10条	1. 試験問題作成委員会は、専門医の認定審査に必要な筆記試験問題を作成する。 2. 理事会が評議員の中から選出する試験問題作成委員は、15名とする。	1. 試験問題作成委員会は、専門医の認定審査に必要な筆記試験問題を作成する。 2. 理事会が、 <u>原則、専門医もしくは指導医の資格を有する</u> 評議員の中から選出する。試験問題作成委員は、15名 <u>以上20名以内を原則とする。</u>
第11条	1. 認定委員長は、専門医のための試験を行う場所と専門医制度委員会委員、認定委員会委員から試験担当委員を選任する。 2. 認定委員長は、試験期間の間本部を設置し、試験審査業務を統括する。 3. 試験担当委員は、試験場の設営、筆記試験問題の管理ならびに試験本部との連絡を行う。	1. 認定委員長は、専門医のための試験を行う場所と専門医制度委員会委員、認定委員会委員、 <u>試験問題作成委員会委員</u> から試験担当委員を選任する。 2. 認定委員長は、試験期間の間本部を設置し、試験審査業務を統括する。 3. 試験担当委員は、試験場の設営、筆記試験問題の管理、 <u>口頭試問の担当</u> ならびに試験本部との連絡を行う。
第14条	1. 認定医の認定を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。 2. 認定医の更新を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。 3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。	1. 認定医の認定 <u>もしくは更新</u> を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。 <u>2.</u> 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。
第15条	1. 認定医申請者は、次の各号に定められた臨床修練の臨床実績および業績を有していなければならない。 ・研修実績 (2)本学会の教育研修委員会が認定した5年以内の専門医セミナーを受講し、その参加証を提出する。 2. 認定医更新申請者は申請時において、次の各号に定められた臨床実績および研修実績を有していなければならない。 ・研修実績 (1)過去5年の間に、本学会の教育研修委員会が認定した専門医セミナーを受講し、そのセミナーでの研修の参加証を提出する。 3. 認定医の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。 認定医の更新時に研修実績が20点未満で更新できなかった者のうち、認定医の資格喪失後2年以内に直近5年間の研修実績が20点に達した者は、再申請により認定医の資格を再び得ることができる。	1. 認定医申請者は、次の各号に定められた臨床修練の臨床実績および業績を有していなければならない。 ・研修実績 (2)本学会の教育研修委員会が認定した5年以内の専門医・ <u>認定医</u> セミナーを受講し、その参加証を提出する。 2. 認定医更新申請者は申請時において、次の各号に定められた臨床実績および研修実績を有していなければならない。 ・研修実績 (1)過去5年の間に、本学会の教育研修委員会が認定した専門医・ <u>認定医</u> セミナーを受講し、そのセミナーでの研修の参加証を提出する。 3. 認定医の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。 <u>結婚、妊娠、出産、病気、研究、留学、地域医療貢献等の正当な理由により更新できなかったものは資格を停止するが、過去5年の間に更新要件を満たせば、理由書を添えて更新申請をすることができる。</u>

第 18 条	<p>1. 乳腺専門医の認定を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。</p> <p>2. 乳腺専門医の更新を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。</p> <p>3. 既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。</p>	<p>1. 乳腺専門医の認定<u>もししくは更新</u>を申請する者は手数料として、1万円を納付しなければならない。</p> <p><u>2.</u>既納の手数料は、いかなる理由があっても返却しない。</p>
第 19 条	<p>1. 乳腺専門医申請者は、次の各号に定められた臨床修練の臨床実績および業績を有していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績 なお、2013年度からの申請者は、本学会の定める専門医セミナーを、申請時期から遡り過去3年以内に受講していること。 <p>3. 乳腺専門医の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。 乳腺専門医更新時に研究業績が8点未満または研修実績が30点未満で更新できなかった者のうち、乳腺専門医の資格喪失後2年以内に直近5年間の研究業績が8点以上に達し、なおかつ直近5年間の研修実績が30点に達した者は、再申請により乳腺専門医の資格を再び得ることができる。</p>	<p>1. 乳腺専門医申請者は、次の各号に定められた臨床修練の臨床実績および業績を有していなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業績 なお、2013年度からの申請者は、本学会の定める専門医・<u>認定医</u>セミナーを、申請時期から遡り過去3年以内に受講していること。 <p>3. 乳腺専門医の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。 <u>結婚、妊娠、出産、病気、研究、留学、地域医療貢献等の正当な理由により更新できなかったものは資格を停止するが、過去5年の間に更新要件を満たせば、理由書を添えて更新申請をすることができる。なお、資格停止期間が2年間を超える場合は専門医・認定医セミナーを受講しなければならない。</u></p>
第 20 条	乳腺専門医申請者は、認定委員会が定めた日時・場所にて、認定審査のための筆記試験および口頭試問を受けなければならない。	<p><u>1.</u>乳腺専門医申請者は、認定委員会が定めた日時・場所にて、認定審査のための筆記試験および口頭試問を受けなければならない。</p> <p><u>2. 乳腺専門医の筆記試験及び口頭試問を受けるものは受験料として、3万円を納付しなければならない。</u></p>
第 24 条		<p>(項目追加)</p> <p><u>3. 乳腺指導医の更新に関する復活制度を下記のごとく定める。</u> <u>結婚、妊娠、出産、病気、研究、留学、地域医療貢献等の正当な理由により更新できなかったものは資格を停止するが、過去5年の間に更新要件を満たせば、理由書を添えて更新申請をすることができる。なお、資格停止期間が2年間を超える場合は専門医・認定医セミナーを受講しなければならない。</u></p>
第 26 条	はじめて乳腺専門医認定証の交付を受ける者は認定料として、4万円を納付しなければならない。	<u>はじめて乳腺専門医認定証の交付を受ける者は認定料として、1万円を納付しなければならない。</u>